明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（環境二六）　一

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は山梨県に行幸啓になる件（宮内庁一一）　一

○財団法人全国防犯協会連合会から住所及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（国家公安委二五）　二

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件（金融庁一〇三）　二

○信託業法第八十五条の二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件（同一〇四）　二

○国際連合安全保障理事会決議第二千九号（リビアに対する制裁の一部解除等に関する決議）に関する件（外務三四九）　二

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二五、二六）　三

○保安林の指定をする件（農林水産二〇一四、二〇一五）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同二〇一六～二〇二八）　四

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（経済産業二〇九）　六

○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇三三～一〇三七）　六

○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同一〇三八）　七

○環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（環境七九）　七

○廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（同八〇）　八

○環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（同八一）　八

○道路に関する件（北陸地方整備局八八、八九）　八

○浄化槽の型式の認定を更新した件（中国地方整備局一八一）　八

○道路に関する件（四国地方整備局一〇五～一〇七）　九

○道路に関する件（九州地方整備局一五二、一五三）　九

〔国会事項〕

公証人任免（法務省）　二

〔人事異動〕

内閣　財務省　農林水産省　二

〔皇室事項〕

法　務　三

〔官庁報告〕

海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　四

国家試験

気象予報士試験の実施（気象庁）　六

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　六

〔公　告〕

通　運　一〇

諸事項

裁判所　一〇

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　一〇

省　令

○環境省令第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日

環境大臣　細野　豪志

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成十三年環境省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この省令の施行の日から起算して十年を経過した日に」を「平成二十六年三月三十一日限り」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月十五日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十一号

天皇皇后両陛下は、山梨県において開催される恩賜林御下賜百周年記念大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十三日から同月十四日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十三年十月十四日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○国家公安委員会告示第二十五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項の規定により全国暴力追放運動推進センターとして指定を受けた財団法人全国防犯協会連合会から住所及び同法第三十二条の三第二項各号に掲げる事業を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十六条において準用する同規則第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月十四日

国家公安委員会委員長　山岡　賢次